

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十二第

行發日一月一年六十正大

租税の目的と實體 教授 法學博士 神戸 正雄

再マルクスの社會的意識形態について 教授 法學博士 河上 肇

土地の非資本的性質に就て 教授 法學博士 河田 嗣郎

徳川時代の農民逃散 教授 經濟學士 黒正 巖

經濟學の根柢をなすの公益的精神に就て 助教授 法學士 石川 興二

露西亞の産業組合運動 助教授 經濟學士 八木芳之助

フイジオの勞賃論と「純收入」 講師 經濟學士 森 耕二郎

日支通商航海條約改正について 教授 法學博士 末廣 重雄

國庫預金制度と兌換券發行高との關係 助教授 法學士 汐見 三郎

武士階級の窮乏 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

家族統計概論 教授 法學博士 財部 靜治

海運勞務の提供に要する原費 教授 經濟學博士 小島昌太郎

琉球と慶長役 教授 法學博士 山本美越乃

日支通商航海條約改正に就て

末 廣 重 雄

一

支那の關稅に關する條約第二條に基く關稅會議は、昨大正十四年十月二十六日北京に於て開かれた。會議の劈頭に於て、支那全權王正廷は、支那の主權獨立並に其の領土的行政的保全の尊重を約する支那に關する九國條約の精神に基き、且友邦諸國間の關係を改善する目的を以て、支那の關稅自主權回復を要求し、左の提案をなした。

一、參加國は支那共和國政府に對し、正式に支那の關稅自主權を尊重すべきことを宣言し、且現行諸條約中に存する一切の關稅上の制限を撤廢することに同意す。

一、支那共和國政府は支那國定稅率の實施と同時に釐金を廢止することに同意す。右國定稅率は遅くとも民國十八年（一九二九年）一月一日迄に效力を生ずるものとす。

之に對して、我が全權日置益は支那の關稅自主權回復に關し友誼的協力を惜まざることを言明した。曰く

支那が今日通過する各種の難關障礙及び困惑は、曾て吾人の親しく嘗め來れるところなり。日本全權は同情と了解並支那の立場に對する友誼的理解を以て本會議の諸問題に臨むべし。日本全權は、會議の劈頭に於て、支那全權の提出にかゝる議題中に在る關稅自主權問題に對し、極めて友好的考慮を加ふるに十分の用意あることを聲明し得るを欣幸とするものなり。

又曰く

關稅自主權の問題に關しては、日本全權は、前述の如く、之に對する國民的要望の實現を目的とする支那政府の合理的計畫に對し、同情的且援助的考慮を加ふるに躊躇せず。

我が全權の對支同情は辭令に止まらなかつた。英米兩國も我國と同じく、支那の要求を容認して、支那が完全なる關稅自主權を享有すべきものであるといふ原則を承認したけれども、我國以上釐金廢止に重きを措き、之を以て絶對的に關稅自主權承認の交換條件としたのであつたが、支那全權は之に反對して、釐金廢止は全然支那の内政問題であつて、支那が自發的に實行すべきものであると主張し、此の問題を取扱ふた第一委員會は頻る行惱んだ。そこで、我が全權は兩者の間に立ちて、支那の爲めに種々斡施した結果、昨年十一月十九日の第一第二混合委員會に於て、

支那以外の締約國は、茲に關稅自主權を享受する支那の權利を承認し、支那と締約各國間の現

行條約中に包含せらるゝ關稅上の制限を撤廢するに同意し、且千九百二十九年一月一日より支那國定稅率法の實施せらるべきことに同意す。支那共和國政府は釐金は支那國定稅率法の實施と同時に廢止せらるべきを聲明し、更に右釐金廢止は支那共和國十八年一月一日（千九百二十年一月一日）迄に有效に實行せらるべきことを聲明す。

といふ決議案を可決することになつたが、支那をして此の大なる成功を得せしめたのは、我が全權の同情的援助の方が與るところ少なくなかつたのである。若し關稅會議にして無事に終了したならば、支那は今より二年の後に完全に關稅自主權を回復する筈であつた。然るところ、國定稅率適用に至るまでの過渡期に於ける附加稅としての差等稅率並に之に關聯する關稅增收の使途等に就て、日英米諸國全權の間に多大の論争を惹起し、容易に歸結するところを知らざる有様であつたところへ、今春早々支那の政局が急變した。四月九日に至りては段執政の失脚となり、全支那は混亂状態に陥つたから、關稅會議は事實上中止の姿となり、遂に七月三日に至り、列國全權は「支那の全權が各國全權と會議に於ける諸問題に就き討議を再開し得る立場に至つたならば、成るべく速に會議の事業を進行せしむべき最も眞摯なる希望を有する」といふ聲明書を發して、關稅會議を打切とした。斯くして半年以上に亘る列國全權の努力は水泡に歸し、支那國民が大なる期待を爲した關稅會議は失敗に終つた。支那國民の國權復回運動は、又もや茲に一大頓挫を來し

た。

もつとも、關稅會議は全然打切りとなつたのではなく、一時中止せられたに過ぎないのであつて、支那が列國から承認せられ得る政府を樹立し、全權を任命すれば、直ちに再開せらるべき筈ではあるが、斯かる政府は容易に出來さうにない。芳澤公使の如きは、去る七月歸朝の節、新聞記者に對して、恐らく九月中には關稅會議が再開せられるものと自分は考へると語つたけれども、其の九月は疾くに過ぎ去つて了つた。幸にして、近々中に正式政府が出現し、會議は再開となつても、列國間に横はれる意見の不一致の爲めに、關稅會議の始末を附ける迄には今後可なり多くの時日を要するものと見ねばならぬ。従て、支那が其の主張する不平等條約廢棄、國權回復の目的を一日も早く達成せんと欲せば、關稅會議によらず、國別談判によりて、一國宛を相手とするの外に策がないことゝなつた。然るところ、支那にとりて仕合せなことは、支那の通商航海條約中既に満期となり、又は近く満期となるものがあるから、此等條約の改正を求めて、相互平等の基礎の上に新條約を締結すべく、締約國が之に應せざる場合には其の廢棄を斷行して、不平等條約廢棄國權回復の宿望を達するの機會を捉へたのであつた。日支通商航海條約に關する問題はかかるが故に發生した。

二

去る十月二十日附公文を以て、支那政府は、明治二十九年七月二十一日調印の日支通商航海條約及び附屬文書、並に明治三十六年十月八日調印の追加通商航海條約及び附屬文書の改正を我が政府に提議し來つた。抑も、明治二十九年七月の條約第二十六條によれば、締約國の一方が、税率及び該條約の通商條款の改正を要求せんと欲するときは、該條約批准交換の日（明治二十九年十月十九日）より起算し、十箇年の終に於て之を爲すこと得べく、若し最初の十箇年の終了せるときより六箇月以内に兩締約國の孰の一方よりも右要求の提出なく、改正の行はれざるときは、該條約並に税率は右十箇年の終より更に十箇年間其儘效力を持続すべく、爾後十箇年の終了する毎に亦同じである。然るところ、明治三十九年大正五年の二回とも、我國は勿論、支那も改正を願申出でなかつたが、其後世界戦争の影響を受けて、支那の國權回復運動非常に熾盛となり、殊に昨年五月の上海南京路事件以來不平等條約廢棄の輿論が大に興つたにも拘はらず、關稅自主權回復を目的とする關稅會議は失敗に歸したから、支那政府は今次に來た第三回目の機會を逸せず、明治二十九年七月の條約及び附屬文書を根本的に改正せんことを要求し來つたのである。

之と同時に、支那政府は、明治三十六年十月の條約及び附屬文書は、本來追加條約の性質を有するの故を以て、該條約第九條により、當然本條約たる明治二十九年七月の條約と共に根本的改正を爲すべきであると主張するのである。明治三十六年十月の條約には改正に關する規定がな

く、そして、右第九條中、明治二十九年七月の條約に直接關係のあるのは、

日支兩國間に現に存在する凡ての條約及び約定の規定は本條約に依て改正又は廢止せられざる限り茲に其の效力を確認す。

といふ最初の一部分であるが、此の規定のみを以てしては、支那政府が主張するが如く、明治三十六年十月の條約は、明治二十九年七月の條約と共に當然根本的改正を爲すべきものであると云ひ難いから、日支通商航海條約改正に關する交渉の範圍を 明治二十九年七月の條約第二十六條に規定する事項に限つても決して不當ではない。けれども、明治三十六年十月の條約には、明治二十九年七月の條約に規定するところに直接關係のある規定があるのみでなく、支那政府の要求に従ひ、相互平等の原則によりて日支兩國の關係を新に定めんとする以上、明治二十九年七月の條約と共に、明治三十六年十月の條約に改正を加ふることは、蓋し當然であらう。従て、我が政府は右第二十六條に定むる事項以外に亘る改正問題に關し、法理上支那政府の主張に同意し難いけれども、特に同情を以て其の希望を考量するを辭せざる旨を答へてゐるから、條約改正は、自然上揭兩通商航海條約及び附屬文書の全部に及び、交渉の範圍が中々廣汎であるから、交渉が順當に進行しても、其の終了までには少なからぬ時間を要するものと見ねばならぬ。況んや、支那の政局混亂を極め、政府當局が頻繁に交迭する現状の下に於ては、到底交渉を着々進行させる

ことは出来まいから、條約改正期間の六箇月内に新條約の締結を見るが如きは先づ六ヶ敷いであらうが、さうなつても、責は少しも我が政府にないのである。然るところ、支那政府は、十月二十日附公文中に、

中國政府は成るべく速に協議を開き、右六箇月内に新條約の完成せられんことを熱望致候。もし、條約改正期間満了し、尙新條約の成立を見ざるときは、中國政府は舊條約に對する態度を決定して之を宣示せざるを得ず。此點に關し中國政府は茲に特に其の當然享有し得べき權利を留保することを聲明致候。

と聲明してゐるが、其の意味は、恐らく、我が政府が條約改正の交渉には應ずるものの、遲滞なく交渉を進行せしむる誠意に乏しく、之が爲めに條約改正期間の六箇月間に新條約の成立せざる場合には、更に十箇年現行條約の效力を其儘持續するの不利を避くる爲め、直ちに條約廢棄を斷行すべしといふのであらう。

我が政府は、關稅會議並に支那司法制度調査委員會を通じて、支那の國權回復に對し多大の同情と援助とを與へたにも拘はらず、支那政府が我が政府の誠意を疑ひ、相互信頼と好情との精神と調和せざるが如き態度を示すことは、兩國の親善を増進する所以でなければども、支那政府が右に云ふところは必ずしも單純なる威し文句ではなく、支那政府として必ずしも實行し兼ねないこ

とであらう。といふのは、千八百六十五年十一月二日調印(一八六六年十月二日批准交換)の白耳義と支那との通商航海條約に關し、去る十月二十二日支那政府は相互平等の原則に基く改正を要求したところ、白耳義政府は該條約第四十六條により、改正要求權は専ら白耳義にのみ屬するものであるとして、支那政府の要求に應せない方針であつたが、其の要求甚だ切なるものがあつたから、已むを得ず主義として改正に同意した。けれども、新條約成立までの暫行辦法に關して、兩國政府間に意見の一致を見ることが出来なかつた爲め、支那政府は遂に白支通商航海條約の廢棄を宣言したのである。

更に千八百八十六年四月二十五日調印の佛支通商條約、千八百八十七年六月二十六日調印の追加通商條約及び一八九五年六月二十日調印の千八百八十七年六月二十六日の追加通商條約の補足條約に關し、支那政府は去る二月四日改正を要求したが、佛蘭西政府が之に應せざるの故を以て、八月六日附を以て該政府に對して廢棄の通告を爲したさうである（もつとも、其後佛蘭西政府の希望に従ひ、支那政府は改正を一箇年延期することに同意したといふ報道がある）。

傳ふるところによれば、千八百六十四年十月十日調印の西班牙支那間の通商航海條約の改正時期も明年五月に到來するから、支那政府は其節相互平等の原則によりて新條約を締結することを要求すべく、西班牙政府の應諾なき場合には、是亦條約廢棄の決意を有するさうである。

斯様に、支那政府は白耳義、佛蘭西、西班牙三國に對して思ひ切つた態度に出で、又は出でんとするのであるが、我國と支那との關係は此等三國と支那との關係に比べてより密接であり、日支通商航海條約の廢棄は、白支、佛支、西支通商航海條約の廢棄に較べて一層重大事であるとは云へ、支那一般に不平等條約廢棄、國權回復の叫び聲の高き今日のこと故、六箇月内に新條約が成立せず、暫行辦法も亦成立せぬ場合には、支那政府は輿論に引摺られて、白、佛、西諸國に對して既に採り、又は採らんとする最後の手段を以て我國に臨まぬとも限らぬ。然らば此の最後の手段たる日支通商航海條約の廢棄に合理的根據があるであらうか。日支條約には、白支條約同様條約廢棄に關する規定がないから、該條約が如何に支那にとりて不利であるとは云へ、我國の意思次第では、永久に支那を束縛することを得て、支那が之より解放せらるゝ途がないであらうか。或は又條約には廢棄の規定が缺如しても、支那は相手國の同意を俟たず、單獨に之を廢棄し得るであらうかといふことは、一の大きな問題であるから、茲に論じたいと思ふけれども、支那政府が廢棄理由として主張するところが未だ判然とせぬ今日、濫りに揣摩臆測を交へて論議することは輕卒の嫌があるから之を差控へ、他の機會に讓ることとする。

三

上述する如く、關稅會議は、今春四月段執政の失脚によりて協議の相手方たるべき支那政府が

消滅し、會議の繼續不可能となつたから、七月三日の全權會議に於て會議を中止することに決したのである。従て今後會議を再開するには、先づ支那に於て、正式政府を組織し、全權を任命せねばならぬが、斯かる政府は果して何日になつたら出現するであらうか。支那の政局全く混沌として、逆睹するを許さぬ状態に在る。斯かる有様であるから、支那側には、目下のところ、我國と正式に條約改正の交渉を爲し得る全權がなく、條約の調印があつても之を批准する元首がないのであるから、我が政府は支那政府の條約改正に關する交渉に對して、今は其の時機にあらすし、他日正式政府成立のときまで、交渉を見合すべき旨を以て答ふべきであらう。けれども、我が政府は支那國民の熱烈なる要求に深き同情を寄せ、一旦條約改正の交渉に應じた以上、相互平等の原則と日支共存共榮の精神とによりて、支那の提議を慎重に考量せねばならぬ。そこで、私は、交渉の案件中特に重要なものに就て、卑見の一端を述べたい。

(一) 關稅自主權回復は支那國民の熱烈に要求するところであるから、關稅會議の劈頭第一に、王全權は關稅に關する現行條約の設くる一切の關稅上の制限束縛を撤廢せんことを希望し、我が全權は之に對して深厚なる同情を表し、其の斡旋の下に、上掲關稅會議第一第二混合委員會に於て、關稅自主權回復に關する決議を爲したやうな次第であるから、我國は今更關稅自主權回復承認に躊躇すべきでない。關稅會議に出席し、右決議に参加した諸國に於ても、定めし同様であら

う。私は昨秋關稅會議開會前に於ては、條約上の義務を履行し得る能力、例へば支那が釐金廢止を約する場合、之を實行し得る能力ある政府が支那に於て樹立せらるゝを待つて、始めて關稅自主權の承認を爲すべしといふ意見であつたが、今更關稅自主權承認に對して異議を挿む考は毛頭ない。従て今次の通商航海條約の改正は、支那の關稅自主權の回復を前提として行はるべきである。考へるが、關定稅率實施の期日は、早晚再開せらるべき關稅會議の決定に俟つべく、若し同會議再開の見込が立たぬ場合には、改正條約に於て之を定めることが一策であらう。

上掲關稅會議第一第二混合委員會の決議によれば、關定稅率は千九百二十九年一月一日より實施せらるべきこととなつてゐるが、之は今春、關稅會議に於て關稅に關係ある一切の問題を無事に議了することを豫定し、關定稅率の實施とともに支那政府が實行すべき釐金廢止の爲めに、約三年の準備期間を設けんとするに出でたのである。従て、今後會議の再開、延て關稅自主權回復の確定的承認が後れば後るゝ程、關定稅率實施の日も延期すべく、何時になりても、右決議の精神に従ひ、再開せられたる會議終了後約三年の準備期間を設けることは、決して不當でないと思ふ。

(二) 我が全權は、昨秋關稅會議の劈頭に於て、支那の關稅自主權承認の決意を有することを示すと同時に、「列國が即時且無條件に現存條約上の權利を拋棄せんことは、支那自身に於ても考量し

居るところに「あらずと信ず」と云ひ、公正且合理的基礎の上に立てる國定稅率を定めて之を一般に適用すると同時に、一定期間を限りて採用せらるべき暫行的措置として、特殊貨物に關して、支那と當該關係國との間にそれ／＼別個の條約によりて協定せらるべき特別の稅率を適用することを、一案として提出した。即ち互惠條約の締結を關稅自主權承認の一條件としたのであつた。互惠條約の締結に就ては、關稅會議開會前、我國に於て主張した人があり、同時に、日支兩國全權の間に於ても、之に關する或種の諒解が成立したといふ風説もあつた。けれども、現在の日支貿易關係に照して見れば、眞に平等なる基礎の上に於てすれば、我國に有利なる互惠條約の締結は望み難く、さりとて又、我國に有利なる互惠條約を締結せんとすれば、支那の實業界を始め各界に大反對が起つて成立の見込が少ないから、私は互惠條約締結を條件として、本來時機尙早の關稅自主權承認を爲すことに賛成しなかつたのである。果せるかな、關稅會議と平行して行はれた互惠條約に關する内交渉の問題となつた協定品目や協定稅率やに關する報道が世間に傳はるや、上海總商會等は此の如きは「惠にして互ならず」と叫んで反對運動を起し、之と相前後して、我が全權と或種の諒解があつたと云はる、支那の全權は政變の爲め退任するといふ騒ぎとなつたから、目下互惠條約に關する交渉も、關稅會議同様中止となつてゐる。私としては、支那の關稅自主權を承認すると決した以上、最早互惠條約の締結に反對する考はないが、たゞ、我國に有利な

る協定の成立することあるやを疑はざるを得ない。

(三) 我國は英國、米國、佛蘭西、伊太利、西班牙、丁抹、諾威、希臘、瑞典、秘露、哥倫比亞、伯刺西、智利、亞爾然丁諸國との通商航海條約に於て、沿岸貿易は條約の規定する限りでなく、各自の國法の定むるところによるべきものとし、そして、我が國法は、現在のところ、沿岸貿易を外國船舶に對して閉鎖してゐる。けれども、相互主義の下に、外國船舶に對して之を開放すると同時に、日本船舶に對して外國の沿岸貿易を開放せしむることは、大にしては排他獨占政策より生ずる國家間の不和軋轢を緩和して、國際平和確立の一助となり、一九一八年一月八日米國大統領ウイルソンが公にした講和基礎條件十四箇條の第四條にいふ「出來得る限り總ての經濟的障壁を撤廢すること」の精神と合致するのである。更に、小にしては、我國海運界の發展に貢獻する所以であつて、該界有力者の意見は概して開放に賛成であるやうである。

日支通商航海條約に於ては、片務的に、支那をして我國に對して内河航行を含む沿岸貿易を開放せしめてゐるが、支那國民は、一般に之を以て支那の國權侵害であるとして、沿岸貿易權全部少くとも内河航行權の回收を叫んでゐる。一應尤ものことである。けれども、支那の内河航行を含む沿岸貿易に關する既得權を外國人より奪ふことは、支那海運業の未だ甚だ幼稚なる今日、在留外國人の大なる不便不利となるのみならず、支那自身の經濟的發達を阻害すること甚しく、謂

はゆる角を矯めんとして牛を殺すが如きものである。内外人の利益の爲めには、支那をして引續き内河航行を含む沿岸貿易を開放せしめたいものであるが、之が爲めには、片務的なる現行條約中の關係規定を廢棄し、相互主義の下に、我國も亦支那船舶に對して我が沿岸貿易に關する障壁を撤廢することを必要とする。

(四) 明治四十三年四月十三日公布の外國人の土地所有權に關する法律は、多年我國に於て行ひ來つた外國人の土地所有に關する禁止を解ひて、相互主義により外國人に土地所有權の取得を許したのであるが(もつとも、此の法律は實施せられなかつた)、昨大正十四年四月一日公布の外國人土地法は更に一步を進めて、其の第一條により、「帝國臣民又は帝國法人に對し土地に關する權利の享有に付禁止を爲し又は條件若し制限を附する國に屬する外國人又は外國法人に對しては勅令を以て帝國に於ける土地に關する權利の享有に付同一又は類似の禁止を爲し又は同一若し類似の條件若し制限を附することを得」るに過ぎざることとして、一般外國人に對して、原則として土地に關する權利の享有を許すこととなつた。此の法律は大正十五年十一月二日の勅令により同月十日より實施せられてゐるが、之によりて、支那國民に對し、我國に於ける土地所有を禁止制限せざる代りに、日支通商航海條約改正の機會に、支那をして、日本國民に對する土地所有の禁止を解かしたものである。謂はゆる利益の交換があつて片務的でない以上、支那に異存がない

筈ではあるが、不幸にして此の解禁にして困難であるとすれば、せめては、支那をして大正四年五月二十五日調印の南滿洲及東部内蒙古に關する條約第二條に規定する商租權——日本國民が南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要な土地を商租する權利——に關する細目協定に應せしめたものである。大正四年五月上記條約調印ありてより今日に至るまで年を閲すること十一、此間我が政府は屢次右第二條に關する細目協定を要求したけれども、支那は言を左右に托して之に應せぬから、目下のところ、同條は事實空文に屬し、日本國民の南滿洲に於ける經濟的發展を阻止すること少しとせない。支那にして不平等條約廢棄國權回復を熱望し、我が朝野をして之に賛同せしめんと欲するならば、自國の條約上の義務を完全に履行する誠意を有たねばならぬ。支那が權利の主張に關しては飽くまで態度強硬でありながら、義務の履行に至りては、全く之を閉却して顧みざるが如きは、餘りに我儘勝手のことであつて、日支兩國親善の増進を圖る所以でないのである。

(五)其他明治二十九年十月の條約は片務的規定を以て満たされ(明治三十六年十月の條約中にも亦同性質の規定がある)、此等の規定は單に日本國民の權利々益を保障して、支那國民のそれを顧みざる不公平なるものであつて、國際上の公義を以て友邦を俟つ所以でないから、相互平等の原則に基きて根本的改正を加へねばならぬ。

(六)上述する如く、日支通商航海條約改正の交渉は、自ら明治二十九年七月の條約及び明治三十年十月の條約に規定する治外法權(治外法權の文字は必ずしも妥當ではな
いけれども暫らく一般の用例に従ふ)撤廢問題にも及ぶであらうから、最後に、此點に關して少しく論究したい。

支那の主張にかゝる國權回復の主要目的の一たる治外法權撤廢の件は、華府會議の問題となつたが、千九百二十一年十二月十日同會議第四回總會に於て採用せられた「支那の治外法權に關する決議」に基き、本年一月十二日より九月十六日迄北京に於て支那司法制度調査委員會が開かれた。該委員會に出席した支那を含む日本、英國、米國、佛蘭西、伊太利、白耳義、和蘭、丁抹、瑞典、西班牙、葡萄牙各國委員間に調印せられた報告書によれば、各國は昨年五月上海南京路事件以後、支那の朝野が要求した治外法權の急速なる撤廢には不同意であつて、支那が該報告書中に掲ぐる勸告を實行し、相當の時期に達して後始めて各國は其の享有する治外法權の拋棄を實行すべしとし、勸告の第三項には、我が委員の主張に基き、治外法權の漸進的地方的撤廢に關する規定が設けてある。曰く

上述の各勸告を實行して相當程度に至る以前、若し主要部分にして既に實行せられたる場合、各國は支那政府の請求に應じ、双方の協定に依り、治外法權の漸進的或は區域を分ち又は部分的の撤廢辦法或は其他の方法を商議すること。

右勸告中に云ふ地方的に治外法權を撤廢することは、既に大正四年の日支交渉の折、同年四月二十六日日置公使が支那政府へ提出した我が政府の修正案第二項の第三條に現はれ、結局大正四年五月二十五日調印の南滿洲及東部內蒙古に關する條約第五條第三項の規定となつた。同項に曰く
將來同地方(南滿洲及東部內蒙古を指す)の司法制度完全に改正せられたるときは日本國民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷の審判に歸すべし。

此の規定に基き、私は一昨年以來、南滿洲及び東部內蒙古に關し、數年の後を期して治外法權を撤廢すべきことを主張しつゝあるのである。然るところ、最近支那朝野の國權回復に關する要求太だ切なるものがあるから、關稅會議に於て、我が全權が、關稅自主權回復に關し國民的要求の實現を目的とする支那の合理的計畫に對し同情的且援助的考量を加ふるに躊躇せずと宣明せる精神に鑑み、南滿洲及び東部內蒙古に於ける治外法權撤廢に關し、大に同情ある考量を拂ふことを希望するのである。

或は上記勸告に鑑みて、我國が急進的方針を採るの當否を疑ふ者もあらう。けれども、勸告は勸告に過ぎぬ。「支那に於ける治外法權に關する決議」の一節に「前記各國は前記委員會(支那司法制度調査委員會を指す)の勸告の全部又は一部を受諾し又は拒絶するの自由を有すべし」とあつて、我國は勸告に束縛せられず、行動の自由を留保してゐるから、懸念は無用である。

惟ふに南京條約以來、長らく苛酷なる不平等條約の桎梏の下に苦しみ、巴里講和會議以來國權回復に熱中しつゝある支那に對し、同國と共存共榮の間柄である我國は同情的態度を以て之に臨み、正當なる其の國民的要求の貫徹を援助するの誠意を有たねばならぬ。之と同時に、支那の朝野も、曾て我國が平等條約を締結して國際的地位を高むる爲めには、先づ舉國一致して内政改善、國力充實に努力し、漸進的手段によりて目的を達したることに顧みて、輕佻浮薄なる國權回復運動を慎み、有力且安固なる政府を一日も早く樹立するやう奮闘すべく、且又日置全權が關稅會議劈頭の挨拶中に云へるが如く、善隣の協同と、自他の權利々益の尊重とを常に念頭に置きて、國權回復問題の公正圓滿なる解決に到達するやう心掛けねばならぬ。然らすんば、日支の間には、
たゞ不和軋轢反目鬭爭があるのみであらう。(大正十五年十二月十日)